

第 7 健康福祉事業



精神保健福祉講演会



フライングディスク大会



障害者スポーツ大会



自殺対策キャンペーン

1 地域福祉ネットワーク推進事業

(1) ボランティア・障害者団体支援事業

ア 目的

健康や福祉に関するボランティア団体や障害者団体に活動の場を提供し、情報や資源の提供などを併せて行い、ボランティア団体や障害者団体の活動がさらに推進されるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

厚生労働省社会・援護局長通知「福祉活動への参加の推進について」

ウ 対応者

地域保健課職員

エ 内容

福祉部門に登録している団体に対して、活動の場の提供（ボランティア活動室、障害者団体活動室、聴覚障害者通信室、録音室、点訳室）を行うとともに情報提供を行っている。また、登録団体連絡会議で、健康福祉センターの利用についての意見交換や団体間の情報交換の機会を提供している。

さらに、健康福祉センターまつりや各種障害者スポーツ事業等で参加・協力をいただくなど、センター事業における交流の機会も提供している。

オ 実績

単位：団体

区分 年度	ボランティア団体	障害者団体	合計
R 1	1 9	1 6	3 5
H 3 0	2 1	1 6	3 7
対比	－ 2	0	－ 2

カ 事業の経過

平成15年度、団体登録開始

キ まとめ

ボランティア活動室と市公式ホームページで、登録団体に関する活動内容の紹介を掲示・掲載しており、問い合わせに対応している。ボランティア活動に参加を希望する方や、ボランティアを必要とされている方への情報提供、障害のある方の社会参加を促進する場の提供を今後も推進していく。

(2) 健康福祉センターまつり開催事業

ア 目的

市民、関係団体、行政の協働によるイベントを企画・実施することにより、市民の主体的な健康づくりの推進及び福祉コミュニティの創造を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

なし

ウ 対象

市民、関係団体等

エ 対応者

健康福祉センターまつり実行委員会

オ 内容

(ア) 健康 (イ) 子育て・子育ち (ウ) 福祉 (エ) 活動紹介・PR (オ) 模擬店・出店 (カ) ふれあい広場 (キ) 作品展 の7つのテーマに分かれ、市民、関係団体、行政が協働しながら催し物を企画

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	来場者数	参加団体数（団体）	実行委員数
R 1	未実施	4 2	4 4
H 3 0	3, 5 0 0	4 5	4 7
対比		－ 3	－ 3

キ 事業の経過

平成14年度まで「入間万燈まつり」と同時開催していた「健康まつり」を、平成15年度から健康づくりと地域福祉の拠点施設として開館した健康福祉センターに会場を移し「健康福祉センターまつり」として毎年3月に開催している。

ク まとめ

健康福祉センターまつりは、保健・医療・福祉の各分野に関係する団体、公募による市民で構成する実行委員会と市職員が協力して、まつりの運営方法等の協議を重ね開催することで、準備段階から各々がまつりに携わるため、関係団体及び市民の相互理解や交流の場として定着している。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2月に中止決定した。

2 障害者の文化及びスポーツ事業

(1) 元気な入間「障害者スポーツ大会」

ア 目的

障害者がスポーツを通じて健康を増進するとともに、多くの市民の参加・協力により、障害のある人もない人も障害への理解を深め、障害者の社会参加と元気な入間を推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対象

健康状態が良好な市内在住、在勤又は市内施設に通所している１０歳以上（４月１日現在）の障害者

エ 対応者

元気な入間「障害者スポーツ大会」実行委員会

オ 内容

市内の福祉施設等でチームを編成し、チーム対抗競技を市民体育館内で行っている。競技内容はレクリエーション性を重視した種目になっており、障害の種別を問わず楽しんでいただけるよう配慮している。

カ 実績

単位：人

区分 年度	選手（障害者・保護者・施設職員含む）	協力者（ボランティア・実行委員、職員）	来賓	その他	合計
R 1	3 4 1	1 3 4	2 7	2 4	5 2 6
H 3 0	3 3 0	1 3 9	2 3	2 0	5 1 2
対比	1 1	－ 5	4	4	1 4

キ 事業の経過

平成１５年度、障害福祉課から事業移管され、健康福祉課で実施

平成２９年度、組織機構の見直しにより地域保健課所管となる

ク まとめ

市内の障害者福祉施設・障害者団体が一堂に会するイベントとして定着しており、また、中学生を含む多くのボランティアの方の協力をいただいております、広く交流が持てる機会になっている。

（２）国・県主催障害者スポーツ大会参加支援事業

ア 目的

国・県の障害者スポーツ大会への参加を通じて、障害のある方の社会参加の機会を拡大し、障害者スポーツの普及、障害者の健康増進、仲間作りを推進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対象

入間市が取りまとめを行う国・県主催の障害者スポーツ大会申込者（ふれあいピック春季・秋季大会及び全国障害者スポーツ大会等）

エ 対応者

地域保健課職員

オ 内容

県が主催する「ふれあいピック」のメイン大会（春季大会：陸上競技・秋季大

会) に関しては、平成30年度までは市バスで送迎し職員が同行していた。令和元年度は、市バスが廃止になったため同行しなくなった。

カ 実績

(ア) ふれあいピック春季大会

単位：人

区分 年度	参加者数			うち 市バス同乗者数
	選手	付き添い	職員	
R 1	6			
H 3 0	11	7	2	16
対比	-5			

(イ) ふれあいピック秋季大会

単位：人

区分 年度	参加者数			うち 市バス同乗者数
	選手	付き添い	職員	
R 1	1			
H 3 0				
対比				

キ 事業の経過

国・県が主催する障害者スポーツの大会に関しては、障害者の社会参加を支援するために、開催の周知を行い、また参加希望者の申請手続きの取りまとめを行っている。

ク まとめ

平成30年度秋季大会は荒天のため中止となり、春季大会のみの参加となった。令和元年度は市バスが廃止になったため、選手の参加者が減少してしまった。

(3) 障害者スポーツ教室・大会開催事業

◆障害者フライングディスク教室・大会

ア 目的

障害のある方の健康増進・体力維持を目的とする。併せて、市民ボランティアの協力を得ることにより、地域住民との交流を強化することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方

エ 対応者

地域保健課職員、障害者支援課職員、スポーツ推進課職員

オ 内容

日ごろスポーツをする機会のない方でも比較的簡単に取り組める「フライング

ディスク」の教室・大会を実施

カ 実績

(ア) フライングディスク教室

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア			職員	合計
		民生・児童委員	スポーツ 推進委員	中学生		
R 1	1 8		1 4		1 2	4 4
H 3 0						
対比						

(イ) フライングディスク大会

単位：人

区分 年度	選手	協力ボランティア			職員	合計
		民生・児童委員	スポーツ 推進委員	中学生		
R 1	6 6	2 0	1 2	9	1 1	1 1 8
H 3 0						
対比						

キ 事業の経過

平成 1 2 年度、障害福祉課で重度の障害者でも取り組みやすいスポーツとして、
「フライングディスク」実施

平成 1 5 年度、健康福祉センター開館に伴い、事業移管され健康福祉課で実施

平成 2 9 年度、組織機構の見直しにより、地域保健課の所管となる。

ク まとめ

障害のある方の健康増進・社会参加の場であるとともに、地域住民との相互の
交流の場となっている。また、中学生を含む多くのボランティアの参加をいた
だいているため、世代間交流の場にもなっている。

平成 3 0 年度は市民体育館の耐震工事のため実施せず。

◆障害者ボッチャ体験教室・交流大会

ア 目的

障害のある方の健康増進・体力維持を目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対象

市内在住、在勤、在学で、健康状態が良好な障害のある方

エ 対応者

地域保健課職員

オ 内容

「ボッチャ」の教室・大会を実施。「ボッチャ」はボールを転がすことができれば、重度の障害がある方でも比較的簡単に組み入るスポーツであり、パラリンピックの正式種目でもある。

専門のスタッフとして、障害者スポーツ指導者協議会から運営スタッフの派遣協力をいただいている。

カ 実績

(ア) ボッチャ体験教室

単位：人

区分 年度	選手	協力者 埼玉県障がい者 スポーツ指導者協議会	職員	合計
R 1	1 1	1 0	6	2 7
H 3 0	1 1	9	6	2 6
対比	0	1	0	1

(イ) ボッチャ交流大会

単位：人

区分 年度	選手	協力者 埼玉県障がい者 スポーツ指導者協議会	職員	合計
R 1	4 4	1 0	6	6 0
H 3 0	4 4	9	6	5 9
対比	0	1	0	1

キ 事業の経過

平成 2 2 年度、事業の開始

平成 2 9 年度、障害者スポーツ指導者協議会スタッフが講師を兼任

ク まとめ

障害のある方の健康増進・社会参加の場の提供、当事者同士の交流の場として、教室・大会を開催している。

(4) 障害者文化活動支援事業

ア 目的

文化活動を通して自己表現・自己実現・社会参加の機会を提供し、障害者に対する市民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

障害者総合支援法

ウ 対応者

地域保健課職員

エ 内容

(ア) 健康福祉センターまつりでの「障害のある方の作品展」

障害のある人が制作した手芸や書道、絵画、工芸等の作品展示

(イ) 元気な入間障害者スポーツ大会での「大会周知用ポスター掲載作品展」

障害のない方も出品できる。大会当日に全応募作品を会場に掲示し、投票により次年度大会周知用ポスターの掲載作品を決定

(ウ) 情報提供（関東近郊の障害者の作品展・展示会・美術展など）

オ 実績

単位：品

年度 区分	R 1	H 3 0	対比
(ア) 健康福祉センターまつりでの出品数		5 4	
(イ) 元気な入間障害者スポーツ大会での出品数	3 7	3 7	0

カ 事業の経過

(ア) 平成 1 8 年度、第 3 回健康福祉センターまつりから開始

(イ) 平成 1 8 年度、第 3 0 回元気な入間障害者スポーツ大会から開始

キ まとめ

障害のある方の社会参加に寄与するとともに、作品展を通じて、「作る喜び」「見せる喜び」を感じていただく機会にもなっている。

また、市民に障害や障害のある方への理解を深めていただくきっかけ作りも目標としている。令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、健康福祉センターまつりが中止となり、作品展も実施できなかった。元気な入間障害者スポーツ大会の作品数は平成 3 0 年度と同数だった。

3 地域保健福祉推進事業

(1) 随時相談

ア 目的

からだやこころの健康及び健康づくりに関する相談を実施することにより、市民がより健康で自立した生活を送れるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

健康増進法

精神保健福祉法

老人福祉法

ウ 対応者

保健師、精神保健福祉士、管理栄養士、健康運動指導士、歯科衛生士

エ 内容

初期相談・・・対象者から相談があった際に、電話・来所にて対応

継続相談・・・初期相談後、継続的に支援が必要な場合、電話・来所・訪問にて対応

オ 実績（相談内容）

単位：人

年 度		R 1	H 3 0	対 比
内 容				
精 神		1, 6 0 2	1, 9 5 5	－ 3 5 3
健康増進		2 6 2	3 4 3	－ 8 1
健（検）診		2 2	3 7	－ 1 5
難 病		4	6	－ 2
合 計		1, 8 9 0	2, 3 4 1	－ 4 5 1

○再掲（相談方法）

単位：人

年 度		R 1	H 3 0	対 比
区 分				
電 話	実人数	3 3 9	3 9 2	－ 5 3
	延人数	8 7 5	1, 0 2 6	－ 1 5 1
来 所	実人数	1 2 7	1 9 0	－ 6 3
	延人数	4 5 6	4 2 8	2 8
訪 問	実人数	2 9	5 9	－ 3 0
	延人数	3 3 2	5 3 6	－ 2 0 4
調 整	実人数	6 4	6 6	－ 2
	延人数	2 2 7	3 5 1	－ 1 2 4
合 計	実人数	5 5 9	7 0 7	－ 1 4 8
	延人数	1, 8 9 0	2, 3 4 1	－ 4 5 1

カ 事業の経過

平成15年度、事業開始

平成29年度、地区担当制導入

キ まとめ

分類別では、精神疾患関連の相談が8割以上を占めている。一方で、明らかな精神疾患の疑われないひきこもりの方や家族支援などの相談が増加し、随時相談の内容は多岐にわたっている。年齢別では20歳未満の相談が年々増加をしている。

(2) 精神科医によるこころの相談・もの忘れ相談

ア 目的

精神的問題を抱える市民及びその家族に対して、精神科医が専門的な助言を行うことにより、市民の精神保健の向上を図る。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

精神的な症状やもの忘れなどで精神科への受診を迷っている方、及びその家族

エ 対応者

医師、保健師、精神保健福祉士

オ 内容

精神的な症状やもの忘れなどで精神科への受診を迷っている方、及びその家族が、精神科の医師に相談することにより、受診等の今後の方向性を決めていく。

カ 実績

区分 年度	実施回数（回）	相談件数（件）	
			うち物忘れ相談
R 1	4	9	3
H 3 0	4	9	4
対比	0	0	－ 1

キ 事業の経過

平成 1 8 年度、市単独事業として実施（前年度まで、旧狭山保健所管内地域精神保健福祉推進協議会の負担金で運営）

ク まとめ

専門医による医学的な見立てにより、疾病等の早期発見・早期対応につながっている。また、地区担当保健師や精神保健福祉士が相談に同席し、必要な支援の情報提供も行っている。

(3) 精神保健カンファレンス

ア 目的

精神保健に関する相談事例について、相談経験豊富な専門職の助言を受けながら、検討することにより、市職員や関係機関の職員の相談技術の向上を図る。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市職員（保健師、精神保健福祉士等）、関係機関の職員

エ 対応者

精神保健福祉士・臨床心理士

オ 内容

困難ケース等の事例に対し、経験豊富な外部の専門職から助言を得ながら、参加者間で検討を行い、支援の見立て等を学ぶ。

カ 実績

単位：人

区分 年度	回数 (回)	事例検討数 (件)	参加者 合計	参 加 者 内 訳		
				講師	職員	その他 (保健所、関係機関 等)
R 1	6	9	8 6	6	4 5	3 5
H 3 0	6	1 0	9 3	6	4 4	4 3
対比	0	－ 1	－ 7	0	1	－ 8

キ 事業の経過

平成19年度、市単独事業として実施（県の技術協力医制度廃止による）

ク まとめ

立場が違う支援者が参加することで、広い視野で多角的にケースを見る機会となり、支援技術の向上につながっている。また、支援者同士が顔を合わせ、情報共有をする場となっている。参加者が固定化をしているため、周知方法を検討していく。

（４）精神保健福祉担当者連絡会議

ア 目的

精神保健福祉事業についての情報交換を行うことで、効率的な業務の推進を図る。また、担当者間で困難事例等の検討を行うことにより、適切な精神保健福祉サービスが提供できるよう調整を図る。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

狭山保健所職員、地域保健課職員、障害者支援課職員、障害者基幹相談支援センター職員

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

- （ア）困難事例（近隣苦情を含む）の検討、対応の確認
- （イ）精神保健福祉事業、制度の情報交換

(ウ) 入間市の精神保健福祉分野における、その他の事項について検討

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	地域保健課 (延べ)	障害者支援課 (延べ)	保健所等 (延べ)	合 計
R 1	6	4 3	8	9	6 0
H 3 0	5	2 6	7	7	4 0
対比	1	1 7	1	2	2 0

キ 事業の経過

平成 2 8 年度、障害者基幹相談支援センターを加え、情報交換を開始

ク まとめ

障害者基幹相談支援センター職員が定期的に会議に参加することで、相談支援事業所等に支援者が共有すべき関連事業や制度等の情報が行き届くようになっている。連携が必要なケースについて情報共有することにより、スムーズな地域移行・地域定着支援につながっている。

(5) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「いるまびあ」

ア 目的

地域生活支援の一環として、精神障害者等が安心して集える場を提供し、グループ活動等を通して、社会的自立を支援する。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

精神障害者及びひきこもり状態にある方

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

社会生活技能の向上及び対人関係能力の改善、仲間づくりを図るため、話し合い、スポーツ、料理、レクリエーション、創作活動、社会技能訓練等のグループ活動を第 2、4 水曜日に健康福祉センターにて実施している。また、利用者の生活、就労の相談などの個別支援等も併せて行っている。さらに、メンバー間の交流だけでなく、精神保健ボランティアや実習生等に参加してもらうことで地域との交流も取り入れている。

カ 実績

単位：人

区分 年度	事業名	実施 回数 (回)	参加者		見学者		ボランティア (延べ)
			実人数	延べ	実人数	延べ	
R 1	いるまびあ	2 2	1 0	7 6	3	5 3	4 2
H 3 0	いるまびあ	2 3	8	8 4	4	3 8	2 1
対比		－ 1	2	－ 8	－ 1	1 5	2 1

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月に2回中止。

キ 事業の経過

平成15年度、狭山保健所で行っていた「ピアクラブ」を引き継ぎ、ソーシャルクラブ「いるまびあ」を開始した。

平成28年度、対象者の枠を拡大し、精神障害者の有無に関わらず、ひきこもり状態にある人を事業の対象とした。

ク まとめ

活動の場に通うことを通して、生活リズムを整えることにつながっている。また、活動を通して、社会生活技能の向上及び対人関係能力が改善をしている。

(6) 精神障害者地域生活支援事業 ソーシャルクラブ「家族の集い」

ア 目的

精神障害者及びひきこもり状態にある方の家族同士が情報交換をし、交流を深め、日ごろの悩みなどを語り、分かち合うことで共に支え合えるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

精神障害者及びひきこもり状態にある方の家族

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

情報交換、分かち合い、学習会や創作活動等を、奇数月第2火曜日に健康福祉センターで実施している。

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	参加者	参加者 (延べ)	ボランティア
R 1	5	1 4	3 8	0
H 3 0	6	1 4	4 8	0
対比	－ 1	0	－ 1 0	0

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1回中止。

キ 事業の経過

平成16年度、ソーシャルクラブ参加者の家族を対象に事業を開始

平成28年度、対象枠を拡大し、精神障害者及びひきこもり状態にある方の家族を対象として実施

ク まとめ

内容は家族の希望を取り入れながら決定し、ソーシャルクラブのプログラム体験や福祉施設の視察、家族のための健康講座などを実施している。家族同士が悩みを共有したり、当事者への関わりを学ぶ機会となっている。家族が元気を回復することで、当事者の回復につながっている。

(7) 統合失調症講座

ア 目的

統合失調症の正しい知識と適切な対応方法の普及啓発をおこなうことで、統合失調症の早期発見や早期治療、再発予防に努める。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市民、市内在住の精神疾患を持つ方とその家族

エ 対応者

地域保健課職員

オ 内容

精神疾患に関する知識の習得と、精神疾患のある方への対応方法についての講義や演習を行っている。また、精神疾患のある方の家族同士の交流を深めている。

(ア) 令和元年度プログラム

	日 時	内 容
1	11月29日(金)	<公開講座> 「精神科医による基礎知識と対応について」 講師：森林公園メンタルクリニック 稲見 浩太氏
2	12月11日(水)	<家族交流会> 対象：統合失調症のある方とその家族 「SST体験講座」 講師：地域保健課職員 「当事者・家族合同座談会」

(イ) 平成30年度プログラム

	日 時	内 容
1	11月15日(木)	<公開講座> 「精神科医による基礎知識と対応について」 講師：松風荘病院 依田 裕生氏 「入間市にある社会資源について」 講師：施設職員、当事者

2	11月29日（木）	<家族交流会> 対象：統合失調症のある方とその家族 「統合失調症に効く！栄養と運動のおはなし」 講師：地域保健課職員 「当事者・家族合同座談会」
---	-----------	--

カ 実績 単位：人

年度	実施日数（日）	参加者（延べ）
R 1	2	3 4
H 3 0	2	8 8
対比	0	－ 5 4

キ 事業の経過

平成25年度、主に統合失調症講座として実施

平成29年度、当事者と家族の交流の場として座談会を初めて実施

ク まとめ

統合失調症は100人に1人の発症があることから、今後も精神科医による統合失調症の講義を行っていく必要がある。また、統合失調症の早期発見、早期治療のために疾病の普及啓発は大切であるため、多くの方に参加していただけるようにPRしていく。参加者が減少しているため、今後は講演と座談会を同日に開催する等、参加がしやすい工夫をしていく。

（8）自主グループ支援事業

ア 目的

健康福祉センターでの事業が終了しても継続して活動を行うことが望ましいグループが自主的な活動を円滑に行えるよう側面的に支援する。

イ 根拠・関連法令

社会福祉法

ウ 対象

健康福祉センターでの事業修了者などで自主的にグループを作り、今後も活動することを考えている方（当事者、家族、ボランティア）。

エ 対応者

精神保健福祉士、保健師、管理栄養士、健康運動指導士、事務職員

オ 内容

グループを立ち上げる段階から職員が協働し、将来的にはメンバーだけでグループ運営ができるように側面から支援している。

カ 実績

現在、機能訓練事業（平成17年休止）修了者の1グループ及び、ソーシャル

クラブ修了者の1グループを支援。

キ 事業の経過

(ア)「めだかⅡ」

平成17年度の機能訓練事業の修了生のグループ。

月2回健康福祉センターで活動。ボランティアの力を借りながら、レクリエーションや調理実習などを計画し活動している。

(イ)「びあサークル」

ソーシャルクラブ「いるまびあ」の修了生のグループ。平成27年度から自主グループとして活動を開始。平成30年度から精神保健ボランティアひばりの事業となる。

月1回健康福祉センターで活動。ボランティアの力を借りながら、レクリエーションなどを計画し活動をしている。

(9) 精神保健福祉講演会

ア 目的

精神疾患の正しい知識と適切な対応方法の普及啓発を行うことで、精神疾患の早期発見や早期治療、再発予防を図ること、また、誰もがその人らしく住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを推進する。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対応者

地域保健課職員

エ 内容

単位：人

区分 年度	日 時	内 容	参加者
R 1	第1回 9月25日(水)	「ここに寄り添うコミュニケーションを磨く!～ゲートキーパー養成講座～」 講師:越谷心理支援センター 林 輝明氏	110
	第2回 2月20日(木)	「ここに寄り添うコミュニケーションを磨く!～ゲートキーパー養成講座～」 講師:越谷心理支援センター 林 輝明氏	56
H 3 0	第1回① 12月15日 (土)	「発達に特徴のある子の力を伸ばす関わりと空間づくりのコツ～保育園・幼稚園での場面を通して～①」 講師:スペクトラムライフ代表 桑野 恵介氏、関係課職員	153

		前半：地域の相談機関とその利用方法、発達に特徴のある子が利用できる社会資源（説明） 後半：発達に特徴のある子の特性の理解（講義）	
	第1回② 12月22日 (土)	「発達に特徴のある子の力を伸ばす関わりと空間づくりのコツ～保育園・幼稚園での場面を通して～②」 講師：スペクトラムライフ代表 桑野 恵介氏、関係課職員 前半：発達に特徴のある子への対応のポイント、発達に特徴のある子にやさしい環境設定（講義） 後半：発達障害児への支援、保護者とのコミュニケーション（事例検討）	
	第2回 1月31日（木）	「思春期のこころの理解～精神疾患への気づきと関わり方～ 講師：防衛医科大学校病院 高橋 知久氏	45

オ 実績

単位：人

年度	実施日数（日）	参加者（延べ）
R1	2	166
H30	3	198
対比	－1	－32

カ 事業の経過

平成28年度、事業名を精神保健福祉講演会と変更し、相談業務の中から必要性の高いテーマを主題にして精神保健福祉に関する講演会を実施

平成29年度、年2回実施とする。

キ まとめ

令和元年度は自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成を目的として、9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間に合わせ、ゲートキーパー養成講座を開催した。ゲートキーパーについて知らない市民が多く、ゲートキーパーについて知っていただく機会となった。今後もゲートキーパーを学ぶ機会の提供を通して、自分自身や周囲の人の心身の不調に気づくきっかけを作っていく。

(10) 自殺対策事業

ア 目的

自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図り、自殺対策を推進する。

イ 根拠・関連法令

自殺対策基本法

ウ 対応者

地域保健課職員、自殺対策関連各課職員

内容・実績

(ア) 普及啓発

a 本庁舎でのパネル展示

(イ) 自殺予防週間街頭キャンペーン ※西武鉄道(株)と共催

区分 年度	日 時・場 所		啓発用品の配布実績
R 1	9月3日 (火)	入間市駅、武蔵藤沢駅 午前7時30分～8時30分	一煎茶葉・リーフレット 各駅1,000セット
H 3 0	9月6日 (木)	入間市駅、武蔵藤沢駅 午前7時30分～8時30分	一煎茶葉・リーフレット 各駅1,000セット

オ 事業の経過

平成18年、自殺対策基本法が施行

平成21年度、「入間市自殺対策庁内連絡会議」を設置

平成21年度、自殺予防週間街頭キャンペーンを実施

平成27年度、若年層への啓発活動として、成人式でのPRを開始

平成28年度、法改正に伴い、「入間市自殺対策庁内連絡会議ワーキングチーム会議」を設置

平成30年度、「入間市自殺対策計画」策定

カ まとめ

平成28年度からの継続で、自殺予防週間の街頭キャンペーンにて、緑茶のリラックス効果のPRとシティセールスを兼ねて、狭山茶とリーフレットを市民に配布している。

自殺対策庁内連絡会議等を活用し、関係各課が実施している自殺関連事業を共有することで連携を図り、事業を効果的かつ総合的に実施していくことで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指していく。

(11) こころの健康講座

ア 目的

精神疾患患者が増加している現状を踏まえ、メンタルヘルスに関する知識の普及啓発を行い、精神疾患の予防と健康増進を図る。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市民

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士

オ 内容

単位：人

区分 年度	日時・内容	会場	参加者 (延べ)
R 1	出張講座 6月5日(水) 7月1日(月) 7月5日(金) 8月22日(木) 10月11日(金) 1月29日(水)	市民活動センター 豊岡小学校 武蔵中学校 金子公民館 西武公民館 市民活動センター	103
H 3 0	出張講座 6月5日(火) 2月19日(火)	藤沢6区公会堂 黒須公民館	40

カ 実績

単位：人

年度	実施日数(日)	参加者(延べ)
R 1	6	103
H 3 0	2	40
対比	4	63

キ 事業の経過

平成26年度、事業の開始

平成27年度、地域に出向き、各公民館を巡回し実施

平成28年度、センター内で2回の開催と出張講座で実施

平成29年度、出張講座のみの実施

ク まとめ

令和元年度は平成30年度と比べ多くの申し込みがあった。今後もより多くの方に、こころの健康について知ってもらうため、周知をしていく。

(12) 発達障害者支援事業

ア 目的

発達障害に関する知識の普及啓発を行うことにより、精神疾患等の二次障害の予防や社会参加を支援する。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市民

エ 対応者

保健師、精神保健福祉士、保育士

オ 内容・実績

単位：人

区分 年度	日 時	内 容	参加者
R 1	6月27日（木）	「発達に個性のある子への対応のポイント」 講師：株式会社スペクトラムライフ 桑野 恵介氏	44
H 3 0	6月28日（木）	「発達が気になるお子さんへの関わり方」 講師：森林公園メンタルクリニック 医師 稲見 浩太氏	57
対比			－ 13

カ 事業の経過

平成22年度、大人の発達障害をテーマとして事業を開始

平成29年度、子どもの発達障害をテーマとして実施

キ まとめ

平成29年度より子どもの発達をテーマに講演会を実施。発達に個性のある保護者や支援者に多く参加していただき、参加者のニーズに合った講演会になったと思われる。講演後に地域保健課職員から発達に個性のあるお子さんが利用できる福祉サービスの紹介をし、参加者に相談機関を知っていただく機会となった。今後もニーズに合わせて、テーマを検討していけると良い。

(13) 精神保健福祉医療地域連携会議

ア 目的

当市の精神保健福祉の向上のために、保健、福祉、医療の各関係機関の連携強化を図る。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

市職員（保健師、精神保健福祉士、その他相談担当職員）、精神保健福祉医療に関わる市内及び近隣市の関係機関の職員

エ 対応者

地域保健課及び障害者支援課の職員（保健師、精神保健福祉士）

オ 内容・実績

単位：人

年度	日 時	内 容	参加者 (延べ)
R 1	第 1 回 7 月 1 9 日 (金)	「入間市まるわかり地域移行ガイドブック」完成報告	1 1 7
	第 2 回 1 2 月 2 0 日 (金)	「つながりを可視化する～精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のために～」	
H 3 0	1 2 月 1 3 日 (木)	「地域移行・地域定着支援」	5 6
対 比			6 1

カ 事業の経過

平成 2 6 年度、精神保健福祉担当者会議の拡大会議として、関係機関との会議を開催

平成 2 8 年度、地域連携会議として事業化

平成 3 0 年度、「入間市まるわかり地域移行ガイドブック」を作成

キ まとめ

令和元年度は本会議を 2 回開催し、1 回目は平成 3 0 年度に作成をした「入間市まるわかり地域移行ガイドブック」の完成報告を行った。2 回目は「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」についての講演後、医療中断ケースについてグループワークを行った。各機関の支援者がお互いの顔と役割を知ることができ、今後の連携した支援につながると思われる。

(14) 自立支援セミナー

ア 目的

子どもの自立に悩む家族に対する自立に向けた支援

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

不登校・ひきこもり・無業等の子どもについて悩んでいる家族

エ 対応者

専門相談員、商工観光課職員、地域保健課職員

オ 内容

前半は現在の若者を取り巻く社会状況や社会に一步踏み出せない子どもへの対応についてセミナーを実施。後半は個別面談を実施。

カ 実績

区分 年度	参加者数	
		うち個別相談利用者数
R 1	1 2	4
H 3 0	6	4
対比	6	0

キ 事業の経過

平成30年度、商工観光課の既存事業を共催で実施。

ク まとめ

商工観光課と共催で実施することにより、利用者に対し、継続した支援を行うことができた。

(15) ひきこもり相談

ア 目的

ひきこもりの専門相談を実施することにより、ひきこもり当事者や家族の心身の健康を保持することや当事者の社会参加を促進する。

イ 根拠・関連法令

精神保健福祉法

ウ 対象

ひきこもりに悩んでいる市民及びその家族（対象年齢おおむね15～39歳）

エ 対応者

専門相談員、保健師、精神保健福祉士

オ 内容

ひきこもりの専門相談を行い、適宜、支援に必要な制度やサービスを紹介し、専門機関につなぐ。

カ 実績

区分 年度	実施回数（回）	相談件数（件）
R 1	6	20

キ 事業の経過

令和元年度、事業開始

ク まとめ

ひきこもりの相談が増加していることから、令和元年度から事業を開始した。

相談窓口があることにより、ひきこもりの早期相談・早期支援につながっている。

4 元気キッズ（児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業）

（1）児童発達支援事業

ア 目的

障害を有する、又は発達に遅れのある児童及びその保護者に対し、指導、訓練、相談等を実施し、児童の健やかな育成と福祉の増進を図る。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法、入間市児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業実施規則

ウ 対象

市内に在住する障害を有する、又は発達に遅れのある小学校就学前の児童及びその保護者で、保護者とともに通える者。

エ 対応者

保育士、看護師、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、音楽療法士、事務職員

オ 内容

- ・ 児童の日常生活における基本的な動作の指導に関すること
- ・ 児童の知識技能の付与に関すること
- ・ 児童の集団生活への適応訓練に関すること
- ・ 保護者への相談及び支援に関すること
- ・ その他支援事業の目的を達成するために必要なこと

遊びを通して人とのかかわりを育て、自立に向けた支援など児童の発達を促す支援を行っている。

カ 実績

利用児童数

単位：人

区 分 \ 年 度	R 1	H 3 0	対 比
元気キッズのみに通う通園利用	1 8	1 9	－ 1
幼稚園・保育所(園)に通う併用利用	1 9	2 4	－ 5
個別の相談	1 4	1 3	1
合 計	5 1	5 6	－ 5

キ 事業の経過

平成15年度、健康福祉センターの開設に伴い、児童福祉課所管の保護者向け幼児療育相談室「のびのび教室」を、新たに発達支援事業「元気キッズ」として、親子支援課所管にて開始。

平成27年度、児童福祉法に基づく指定児童発達支援事業所となる。

平成29年度、機構改革により、こども支援部こども支援課の所管となる。

ク まとめ

健康推進部地域保健課の健診事業との連携により、障害の早期発見、早期支援を実施している。元気キッズは様々な状態の児童が利用しており、より継続的な支援を必要とする親子が多くなっている。

切れ目のない一貫した支援を総合的に実施するため、児童発達支援センターを設置し、専門性の必要な業務については民間への業務委託とし、質の高いサービスを提供していく。

(2) 保育所等訪問支援事業

ア 目的

障害を有する、又は発達に遅れのある児童及びその保護者並びに保育所等の職員に対し、児童が集団生活に適応できるよう、児童の心身の状況及び置かれている環境に応じた支援を実施し、児童の健やかな育成と福祉の増進を図る。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法、入間市児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業実施規則

ウ 対象

市内に在住の障害を有する、又は発達に遅れのある児童。

エ 対応者

保育士、作業療法士

オ 内容

- ・ 児童の集団生活適応のための専門的な支援に関すること
- ・ 保護者への相談及び支援に関すること
- ・ その他支援事業の目的を達成するために必要なこと
- ・ 保育所等の職員への相談及び支援に関すること

児童が通園する施設を月1～2回程度訪問し、集団生活への適応に向けた支援と、保育所等の職員への助言等を行う。

カ 実績

利用児童数

- ・ 令和元年度 2名（訪問回数 25回）

キ 事業の経過

平成29年度、児童福祉法に基づく指定保育所等訪問支援事業所として開始。

ク まとめ

社会情勢の変化に伴い、発達支援に関する市民ニーズも多様化しており、保育所等訪問支援のニーズは今後も高まっていくと考えられる。切れ目のない一貫した支援を総合的に実施するため、児童発達支援センターを設置し、専門性

の必要な業務については民間への業務委託とし、質の高いサービスを提供していく。